

平成19年度 行政書士試験 [解説]

法律資格・公務員
法科大学院



伊藤塾
行政書士試験科

正解
2

平成19年度 問題1 裁判所・裁判官

1 妥当である

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿により、内閣が任命する（憲法80条1項前段）。そして、同条項にいう「下級裁判所の裁判官」とは、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事の4種である（裁判所法5条2項）。

2 妥当でない

最高裁判所の裁判官も、下級裁判所の裁判官も法律の定める年齢に達した時に退官する（憲法79条5項、80条1項後段但書）。裁判所法はこれを受けて、最高裁判所及び簡易裁判所の裁判官の定年を70歳、それ以外の裁判所の裁判官の定年を65歳と定めている（裁判所法50条）。

3 妥当である

地方裁判所の裁判は、裁判所法26条2項各号で定められている事件以外については、原則として1人の裁判官によって行われる（同法26条1項）。家庭裁判所の裁判についても、裁判所法31条の4第2項各号に定められている事件以外については、原則として1人の裁判官によって行われる（同法31条の4第1項）。これに対して、高等裁判所の裁判は、原則として複数の裁判官の合議体で行われる（同法18条1項本文、2項参照）。

4 妥当である

簡易裁判所は、訴訟の目的の価額が140万円を超えない請求に関する民事事件や、罰金以下の刑にあたる罪など軽微な犯罪についての刑事事件の第一審の裁判権を有する（同法33条1項各号）。

5 妥当である

事件を大法廷又は小法廷のいずれで取り扱うかについては、最高裁判所の定めるところによるが（同法10条本文）、法令等が憲法に適合しないと認めるときや（同条但書2号）、憲法その他の法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき（同条但書3号）などは、小法廷で裁判することができないとされている。

以上により、妥当でないものは肢2であり、正解は2となる。

正解
4

平成19年度 問題2 法格言

A 悪法

法実証主義とは、法学の対象を実定法に限定し、その論理的解明のみを法学の任務とする建前である。これによると、実定法である以上、「悪法もまた法である。」との考え方に結びつく。

B 権利

時効制度の存在理由として、「権利の上に眠る者は、保護されない。」ということが挙げられる。すなわち、たとえ真実に反しているとしても、長年の間自分の権利を主張しなかった者は、権利の上に眠っていた者であって、法律の保護に値しないとされる。

C 自白

明治憲法の下では、「自白は証拠の王」とされ、そのため、刑事司法においては、自白の偏重、拷問等による自白の強要が日常的であった。そこで、日本国憲法38条3項は、このようなことを繰り返さないために、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、又は刑罰を科せられないとして、自白の証明力を制限した（補強法則）。

D 法

犯罪が成立するために違法性の意識が必要であるかについては争いがある。このうち違法性の意識は故意の要件ではないとし、違法性の錯誤があっても故意を阻却せず、犯罪の成立を認める見解は、「法の不知は害する。」ないし「法の不知は何人をも宥恕せず。」というローマ法以来の法格言に添うものとされている。しかし、この見解に対しては、規範の名宛人が、規範の価値判断を全く認識し得ないような場合にまでそれを処罰するのは、あまりに必罰主義であり、責任主義に反するとの批判がある。

E 契約

契約の拘束力の根拠については、様々な考え方がある。そのうち、近代初期の自然法学では、国家の基礎や実定法の拘束力の根源を、国民相互の社会契約に求め、社会契約の効力を契約は遵守されるべきだという自然法の原則に由来するものとしている。

以上により、空欄に当てはまる語句の組合せとして適切なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
2

平成19年度 問題3 租税法律主義

本問は、国民健康保険料に憲法84条の租税法律主義が適用されるかが争われた旭川市国民健康保険条例事件大法廷判決（最大判平18. 3. 1）を素材としたものである。

解説

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする（租税法律主義 憲法84条）。これは、国民に対して直接負担を課する租税について、必ず国民の同意を必要とするという原則である。

その内容は、①課税要件及び租税の賦課徴収の手続が法律で定められなければならないという課税要件法定主義と、②課税要件及び租税の賦課徴収の手続は明確に定められなければならないという課税要件明確主義からなる。

ところで、同条の適用対象（「租税」の意義）については、固有の意味の租税（国や地方公共団体が、特別の役務の反対給付としてではなく、その経費にあてるために、一般国民に対して、一方的・強制的に賦課・徴収する金銭給付）のほかに、各種負担金や手数料等が含まれるのかが問題となる。この点に関して、本判決は、「租税」を固有の意味の租税に限定した上で、保険料は保険給付に対する反対給付であるから「租税」にはあたらず、憲法84条の直接適用を否定しつつも、租税以外の公課であっても「賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法84条の趣旨が及ぶ」としている。

文章

「憲法84条は、課税要件及び租税の賦課徴収の手続が法律で明確に定められるべきことを規定するものであり、直接的には、租税について法律による規律の在り方を定めるものであるが、同条は、国民に対して義務を課し又は権利を制限するには法律の根拠を要するという法原則を租税について厳格化した形で明文化したものである。したがって、国、地方公共団体等が賦課徴収する租税以外の公課であっても、その性質に応じて、法律又は法律の範囲内で制定された条例によって適正な規律がされるべきものと解すべきであり、憲法84条に規定する租税ではないという理由だけから、そのすべてが当然に同条に現れた上記のような法原則のらち外にあると判断することは相当ではない。そして、租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきである……。」

以上により、文章中の空欄のどれにも当てはまらないものは、肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成19年度 問題4 国家公務員法と人事院

本問の柱書を見ると、「人事院に対する委任立法の是非」が論点となっていると思われる。そして、柱書の見地からいうと、内閣が行う高度に政治的な統治の作用と、一般の国家公務員による行政の作用とは質的に異なることから、内閣の定める政令の場合と異なり、内閣に対して政治的独立性を持つ人事院の定める規則の場合、かなり広範囲の委任が可能となり、国家公務員法102条1項は合憲であるという結論となる。

1 問題文柱書の見地に基づく意見とはいえない

憲法65条は、「行政権は、内閣に属する。」と規定しており、「すべて」とは規定していない。その時点で本肢は誤っている。また、本肢の意見は、行政作用がすべて内閣に属することを前提としており、内閣が行う高度に政治的な統治の作用と、一般の国家公務員による行政の作用とは質的に異なるという問題文の見地に基づく意見とはいえない。

2 問題文柱書の見地に基づく意見とはいえない

本肢の意見は、確かに人事院に委ねることを合憲としている。しかし少なくとも、柱書の見地からは、「議会でなく」人事院に委ねることが適切とはいえない。

3 問題文柱書の見地に基づく意見とはいえない

本肢の意見は、人事院規則の定める「政治的行為」の範囲が、犯罪の構成要件になっているという点に関連して、罰則の委任は特にその限界が厳格でなければならない、行政機関の裁量が広範に失するときは違憲であるとする見地からのものである。したがって、問題文柱書の見地に基づく意見とはいえない。

4 問題文柱書の見地に基づく意見とはいえない

人事院規則に委任する場合、政令の場合と異なり、広範囲の委任も許され、国家公務員法102条1項は合憲であるという意見の理由づけとして、人事官の弾劾訴追権も国会にあり、行政機関に属しないこと、人事院は一般の行政官庁とは著しく異なった特殊の性格を持っている機関であり、政治的意図によって左右され難い官庁であることが明らかであることなど、人事院は内閣の所轄の下にある官庁であるが、一般の行政官庁と異なり内閣に対して著しい独立性を有していることが挙げられる（東京高判昭30.9.20）。ただし、この判例においては、「人事院規則は法律の忠実な具体化である」とまではいっていない。

5 問題文柱書の見地に基づく意見といえる可能性がある

本肢の意見は、政治的中立性が要求される人事院に対しては、国会による民主的統制が及ばなくても、合憲であるとしており、内閣による行政作用とは、質的に異なるという見地に基づくものといえる。よって、本肢は、問題文の見地に基づく意見といえる。しかし、本肢は、人事院に対する委任立法の是非を論点としているものではなく、独立行政委員会の合憲性を論じており、疑義は残る。

以上により、問題文柱書の見地に基づく意見は肢5であり、正解は5となる。

正解
4

平成19年度 問題5 司法権の限界

1 妥当である

大学における法律上の紛争は、一般市民法秩序と直接関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情がない限り、純然たる大学内部の問題として司法審査の対象にはならない（富山大学事件 最判昭52. 3. 15）。

2 妥当である

警察法が、両院において議決を経たものとされ適法な手続によって公布されている以上、裁判所は両院の自主性を尊重すべく同法制定の議事手続に関する事実を審理してその有効無効を判断すべきでないため（警察法改正無効事件 最大判昭37. 3. 7）、裁判所の法令審査権は、国会の両院における法律制定の際の議事手続の瑕疵には及ばない。

3 妥当である

政党が党员に対してした処分が一般市民法秩序と直接関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、原則として司法審査の対象とならない（共産党袴田事件 最判昭63. 12. 20）。

4 妥当でない

衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為である。このような行為について法律上の有効無効を審査することは、司法裁判所の審査権の外にある（苫米地事件 最大判昭35. 6. 8）。衆議院の解散がいかなる場合に許されるかについて学説上争いがあるが、最高裁は統治行為論を援用して判断を避けた。したがって、前段の「裁判所が判断すべき」としている点が妥当でない。

5 妥当である

訴訟が具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっており、信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題にとどまるものとされていても、それが訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものであり、紛争の核心となっている場合には、その訴訟は、「法律上の争訟」にあたらぬので（板まんだら事件 最判昭56. 4. 7）、裁判所の審判の対象となり得ない。

以上により、妥当でないものは肢4であり、正解は4となる。

正解
5

平成19年度 問題6 外国人の人権

1 妥当である

個人の私生活上の自由の1つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有するものというべきであり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、また、この自由の保障は我が国に在留する外国人にも等しく及ぶと解される（最判平7.12.15）。

2 妥当である

在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められる者について、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である（最判平7.2.28）。

3 妥当である

永住資格を持つ外国人の地方公共団体における管理職選考試験の受験資格の有無が争われた事案において、合理的な理由に基づくものである限り、日本国民と異なる取扱いをすることは、憲法14条1項に違反するものでもない（最大判平17.1.26）。

4 妥当である

社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、その限られた財源の下で福祉の給付を行うにあたり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許されるべきことと解される（最判平元.3.2）。

5 妥当でない

憲法22条は外国人の日本国に入国することについては何ら規定していないものというべきであつて、このことは、国際慣習法上、外国人の入国の許否は当該国家の自由裁量により決定し得るものであつて、特別の条約が存しない限り、国家は外国人の入国を許可する義務を負わないものであることと、その考えを同じくするものと解し得られる（最大判昭32.6.19）。そして、外国人には、入国の自由と在留権が否認されていることからすると、「憲法上、外国へ一時旅行する自由を保障されているものでない」から、再入国の自由も保障されない（最判平4.11.16）。

以上により、妥当でないものは肢5であり、正解は5となる。

正解
4

平成19年度 問題7 人身の自由

1 妥当でない

判例・通説は、条例は、公選の議員をもって組織する地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であって、国民の公選した議員をもって組織する国会の議決を経て制定される法律に類するものであることを理由に、条例にその違反に対する制裁として罰則を定めることを認めている（最大判昭37. 5. 30）。

2 妥当でない

憲法31条の文言上は、①手続の法定ということだけを規定しているようにも解される。しかし、判例・通説は、②法律で定められた手続が適正でなければならない、③実体規定も法律で定められなければならない（罪刑法定主義）、④法律で定められた実体規定も適正でなければならない、ことも意味すると解している。

3 妥当でない

憲法31条は、「その他の刑罰を科せられない」と規定しているが、その趣旨は、行政手続にも準用（ないし適用）されると一般に解されており、判例もこれを認めている（最大判平4. 7. 1）。

4 妥当である

肢2の解説のとおり、憲法31条は、手続が法律で定められることを要求するのみに読めるが、それだけではなく、法律で定められた手続が適正でなければならないことをも意味すると解されている。

5 妥当でない

手続的デュープロセスとは、手続保障を意味するが、憲法31条は、法文上、手続が法律で定められることを要求しており、手続的デュープロセス論を否定するものではない。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成19年度 問題8 行政行為の分類

「認可」とは、他の法主体の法行為の効力を補充してその効力を完成させる行為をいう。

ア 「認可」とされない

電気事業法に基づいて経済産業大臣が行う電気事業の「許可」は、国民に対し、国民が本来有しない権利や権利能力等を設定する行為である「特許」にあたる。

イ 「認可」とされる

ガス事業法に基づいて経済産業大臣が一般ガス事業者に対して行う供給約款の「認可」は、供給約款の効力を補充してその効力を完成させる行為であり、行政行為の分類上、「認可」にあたる。

ウ 「認可」とされる

銀行法に基づいて内閣総理大臣が行う銀行どうしの合併の「認可」は、銀行という法主体の合併という法行為の効力を補充してその効力を完成させる行為であり行政行為の分類上、「認可」にあたる。

エ 「認可」とされない

建築基準法に基づいて建築主事が行う「建築確認」は、特定の事実や法関係の存否を認定し、これを対外的に表示する行為で、法律上一定の法効果の発生と結び付けられているものである「確認」にあたる。

オ 「認可」とされる

農地法に基づいて農業委員会が行う農地の所有権移転の「許可」は、私人の農地売買等の法行為の効力を補充してその効力を完成させる行為であり、行政行為の分類上、「認可」にあたる。

以上により、「認可」とされるものはイ、ウ、オの3つであり、正解は3となる。

正解
4

平成19年度 問題9 行政上の強制執行

1 妥当でない

明治憲法下において行政に包括的かつ強力な強制執行の権限を認めていた行政執行法は、人権保障の観点から、現行法下において廃止されており、直接強制、執行罰については、一般法の根拠はない。したがって、前段は正しい。しかし、現行法下において、条例によって直接強制、執行罰の根拠をおくことはできないとされており、後段は誤りである（行政代執行法1条参照）。

2 妥当でない

市水道局による水道サービスは、私人との間の契約によって供給される。したがって水道サービスの料金債権は、地方税や下水道使用料金債権といった公的な債権とは異なった私的な債権であり、行政上の強制徴収の手段を用いて徴収することはできない。

3 妥当でない

即時強制は、私人に対する強制であり、法律による行政の原理に基づき、法令により個別に根拠付けられている場合にのみ認められる。しかし、成田新法による建物の実力封鎖（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法3条6項）は、行政上の義務が賦課されていることを前提とし、当該義務が履行されない場合に初めて行われる行政上の強制執行にあたるので、即時強制の例ではない。

4 妥当である

警察官等は、路上駐車禁止場所に駐車してある車の移動を命じる相手方を、過失なくして知ることができないときは、移動命令を発することなく、当該駐車車両を移動（レッカー）させることができる（道路交通法参照）。これは、行政機関が、行政上の義務の履行の賦課行為を介在させることなく、直接国民の身体又は財産に強制を加える行為であり、即時強制にあたる。

5 妥当でない

執行罰とは、義務の不履行に対して、一定額の過料を科すことを通告して間接的に義務の履行を促し、なお義務を履行しないときに、これを強制的に徴収する義務履行確保の制度をいう。執行罰は間接的に義務の履行を促す間接強制の方法であり、あくまで義務履行確保の手段としての制度であるから、刑事罰とはその目的が異なるため、両者を併用することはできる。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成19年度 問題10 自動車の運転免許制度

1 妥当でない

自動車運転免許は、法令による相対的禁止を特定の場合に解除することを法効果とする行為、すなわち「許可」にあたる。

2 妥当でない

地方公共団体の事務の種類に関して、旧地方自治法は、自治事務と機関委任事務に区別していたが、新法は、これを改め、地方公共団体の事務を大別して、自治事務と法定受託事務に分けて規定しており、機関委任事務は現行法上存在しない。自動車の運転免許を交付する事務は、自治事務に該当する。

3 妥当である

「期限」とは、行政行為の効力の発生・消滅を発生確実な事実にかからしめるものをいう。運転免許は、発生確実な事実の経過によって当然に消滅するものであるから（道路交通法92条の2）、「期限」にあたる。

4 妥当でない

自動車を運転する者は、運転中は必ず免許証を携帯しなければならないが（同法95条1項）、免許証を携帯せずに運転をし、警察官の求めに対して直ちに免許証を提示できなくても、免許証の不携帯として扱われるにすぎない（同法95条2項・107条の3、64条参照）。

5 妥当でない

行政事件訴訟法9条1項かっこ書は、「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者」については、例外的に付随的な効果があることを理由として狭義の訴えの利益が認められることを規定している。したがって、「その行為による違反点数が残っていた」場合には、なお、処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があり、訴えの利益は消滅しない。なお、この点に関して、最高裁判所の判例の事案（最判昭55.11.25）との違いには注意が必要である。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成19年度 問題11 聴聞

1 誤り

聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する（行政手続法19条1項）。したがって、聴聞の主宰者の決定は、行政庁の指名によって行われ、当事者と行政庁との合議によってなされるわけではない。

2 誤り

行政庁は、聴聞を行うにあたっては、聴聞を行う期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、必要事項を書面により通知しなければならない（同法15条1項）。そして、行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、同条項の通知を、掲示に代えて行うことができるのであって（同条3項）、これらの手続を一切省略することができるわけではない。

3 正しい

そのとおりである。当事者及び自己の利益を害されることとなる参加人は、原則として資料の閲覧を求めることができるが、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、その閲覧を拒むことができる（同法18条1項）。

4 誤り

聴聞手続を経てなされる不利益処分の決定について、同法26条1項は、聴聞の結果作成される報告書に記載された主宰者の意見を「十分に参酌してこれをしなければならない」と規定しており、行政庁が報告書の記載に反して不利益処分をすることが許されないわけではない。

5 誤り

聴聞を経てなされた不利益処分については、当事者は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない（同法27条2項本文）。聴聞手続によって、当事者には手厚い保障が与えられており、改めて当該行政庁に異議申立てをすることを認めても、結果は変わらず、手続の重複になる可能性が高いからである。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成19年度 問題12 審査基準

ア 妥当でない

審査基準は、行政機関の定立する定めであるが、国民の権利・義務に直接関係しないので、法規命令ではなく行政規則にあたる。また、審査基準の設定は、行政手続法の委任に基づくものではない。

イ 妥当である

不利益処分についての処分基準の設定は、努力義務である（行政手続法12条1項）。これに対し、申請に対する処分の審査基準の設定は、法的義務である（同法5条1項）。

ウ 妥当でない

前段については、審査基準に違反して申請を拒否する処分は、違法な行政処分になり得る。後段については、比例原則とは、達成されるべき目的とそのためにとられる手段との間に合理的な比例関係が存在することを要請する原則をいう。

審査基準に違反して申請を拒否する処分をし、申請者を他の申請者と異なる取扱いをすることになっても、平等原則違反になる可能性はあるが、比例原則違反にはならないことがある。

エ 妥当である

審査基準の設定は、「命令等を定めようとする場合」であるため、意見公募手続の実施が義務づけられている（同法39条1項）。そして、所定の期間内（公示の日から起算して、原則として30日以上）であれば、誰でも意見を提出することができる（同法39条3項）。

オ 妥当でない

審査基準の設定主体は「行政庁」であり、国の法律に基づいて地方公共団体の行政庁がする処分であっても、処分権限が地方公共団体の機関にある場合には、当該機関自らが基準を定めなければならない（同法5条1項）。

以上により、妥当なものはイとエの2つであり、正解は2となる。

正解
4

平成19年度 問題13 行政手続法の適用除外

1 妥当でない

地方公共団体の機関がする行政指導は、第2章から第6章までの規定は適用されない（行政手続法3条3項）。それが法律に基づくものについても同様である。

2 妥当でない

地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、第2章から第6章までの規定は適用されない（同法3条3項）。それが法律の委任によって制定されるものについても同様である。

3 妥当でない

地方公共団体の機関がする処分について、行政手続法の不利益処分に関する規定が適用されるかどうかは、その処分の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているのか法律に置かれているのかで判断がされる（同法3条3項、2条2号、4号参照）。したがって、法は、適用除外となるか否かを自治事務か法定受託事務かで区別していない。

4 妥当である

根拠となる規定が条例又は規則に置かれている地方公共団体の機関に対する届出については、第2章から第6章までの規定は適用されない（同法3条3項）。

5 妥当でない

地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）については、第2章から第6章までの規定は適用されない（同法3条3項）。法は、適用除外となるか否かを自治事務か法定受託事務かで区別していない。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
1

平成19年度 問題14 審査請求

1 正しい

処分についての審査請求は、処分庁以外の行政庁に対して行う（行政不服審査法5条2項）。また、処分庁を経由してすることもできる（同法17条1項）。

2 誤り

行政不服審査法は、処分についての不服申立てに関して一般概括主義を採用しているが（同法4条1項柱書本文）、不服申立てできない事由を列挙している（同法同条項ただし書）。

3 誤り

行政不服審査法上、再審査請求期間についての規定は存在する。同法上、再審査請求は、審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない（同法53条）と規定されている。

4 誤り

審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更することができるが、審査請求人の不利益に当該処分を変更することを命じることはできない（同法40条5項）。

5 誤り

審査請求人が死亡したときは、相続人等が、その地位を承継するので、当該審査請求は存続する（同法37条1項）。

以上により、正しいものは肢1であり、正解は1となる。

正解
2

平成19年度 問題15 執行停止

行政不服審査法に基づき審査請求がなされたとき、処分の効力、処分の執行、手続の続行の一部の停止その他の措置を行うか行わないかに関して、行政不服審査法は、行政事件訴訟法と同様、執行不停止原則を選択している（行政不服審査法34条1項）。これは、不服申立てがあった段階で処分の執行などを停止していると、行政目的の達成が遅れること、申立ての濫用のおそれ大きいことを理由とする。したがって、Aには、「執行不停止」が入る。

ア 「執行停止」が入る

私人の権利利益救済の観点からは、不服申立てにかかわる処分の執行を停止することが望ましい。よって、アには「執行停止」が入る。

イ 「執行不停止」が入る

不服申立てにかかわる処分の停止を認めると、行政目的達成が遅れてしまい公益を図れない。よって、イには「執行不停止」が入る。

ウ 「執行停止」が入る

処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部を停止その他の措置をすることができる（同法34条2項）。よって、ウには「執行停止」が入る。

エ、オ 「執行停止」が入る

エには、「審査請求人の申立てにより」とあるので、「執行停止」が入る。また、オの前には、「裁判所と同様、職権により」とあるので、「執行停止」が入る。

カ 「執行停止」が入る

第2段落では、審査庁による任意的執行停止が問題となっており、また「職権に基づく」との言葉からも、カには、「執行停止」が入る。

キ 「執行不停止」が入る

問題文下段に掲載されている国税通則法105条1項ただし書は、執行不停止の原則に修正を加え、例外的に執行停止する場合を規定している。よって、キには「執行不停止」が入る。

以上により、空欄Aと同じ言葉が入るのはイとキの2つであり、正解は2となる。

正解
5

平成19年度 問題16 行政不服申立て

1 妥当でない

行政庁の処分についての審査請求は、処分庁に上級行政庁があるときにすることができる（行政不服審査法5条1項1号本文）。ただし、処分庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときはすることができない（同号ただし書）。したがって、大臣又は外局の長がした処分については、異議申立ては可能だが、審査請求をすることはできない。

2 妥当でない

審査請求と異議申立ての両方が認められる処分については、異議申立前置主義が適用され、審査請求は、原則として、異議申立てについての決定を経た後でなければ、することができない（同法20条柱書）。

3 妥当でない

行政庁の不作为については、当該不作为にかかる処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作为庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかを行うことができる（自由選択主義 同法7条）。

4 妥当でない

審査請求の審理は書面によるが、審査請求人又は参加人の申立てがあったときは、審査庁は申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない（同法25条1項）とし、書面主義を原則としている。異議申立ても審査請求の規定を準用しており、書面主義を原則としている（同法48条）。

5 妥当である

そのとおりである。審査請求中心主義が採用されているので、処分に対する不服申立ては、審査請求によるべきことが原則である（同法5条、6条参照）。

以上により、妥当なものは肢5であり、正解は5となる。

正解
3

平成19年度 問題17 訴訟類型

1 誤り

不作為の違法確認訴訟（行政事件訴訟法3条5項）を提起するためには、処分又は裁決についての申請をしたことが必要である（同法37条）。本肢の場合は、申請がなされていないので不作為の違法確認訴訟は提起できない。

2 誤り

判例は、東京都がごみ焼却場の設置にあたり、建築会社との間で請負契約を締結した事案において、「行政庁の処分」とは、「公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものである」と定義した。そして、ごみ焼却場の設置行為によって、近隣住民が不利益を被ることがあるとしても、当該設置行為は、「行政庁の処分」の定義に該当せず、事実行為にすぎないとした（最判昭39.10.29）。よって、処分性の要件を欠くことになるため、建設工事の取消訴訟を提起することはできない（同法3条2項）。また、差止め訴訟を提起することもできない（同法3条7項）。

3 正しい

本肢の場合に、義務付け訴訟（同法3条6項2号・37条の3第1項2号）を提起する場合の要件として、取消訴訟か無効等確認訴訟と併合提起することが必要になる（同法37条の3第3項2号）。

4 誤り

本肢の場合において、Xが行った営業許可申請になされた不許可処分は行政行為であるので、公定力が認められる。とすると取消訴訟の排他的管轄の原則から、取消訴訟以外の訴訟で行政行為の効力を否定することはできず、公法上の当事者訴訟を提起することはできない。ただし、取消訴訟の出訴期間が過ぎた後において、なお救済を求めようとする場合には、「時機に後れた取消訴訟」と位置づけられるため無効確認訴訟を提起することができる。処分の無効確認訴訟と、公法上の当事者訴訟は、別物である。

5 誤り

判例は、行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ行政処分につき取消し又は無効確認の判決を得なければならないものではないと判示し、国家賠償の請求の前提として行政処分の取消し又は無効確認判決を要するかについて、これを不要としている（最判昭36.4.21）。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
1

平成19年度 問題18 処分無効確認訴訟

1 妥当である

無効等確認の訴えは、「当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」に限り、提起することができる（行政事件訴訟法36条）。

2 妥当でない

行政庁の行為そのものに対しては民事訴訟を提起できない。しかし、処分の名宛人に対して、民事訴訟を提起することは妨げられない。例えば、土地収用裁決が無効であるとして、地権者が起業者に対し当該土地の所有権確認や、土地明渡請求訴訟を提起する場合、民事訴訟の中で処分の無効を主張することができる。

3 妥当でない

行政事件訴訟法は、無効確認訴訟を抗告訴訟として位置づけ、取消訴訟の規定を準用しており、執行不停止の原則についても、取消訴訟の規定を準用している（同法38条3項、25条1項）。

4 妥当でない

行政事件訴訟法は、無効確認訴訟を抗告訴訟として位置づけ、取消訴訟の規定を準用しているが、出訴期間については、取消訴訟の規定を準用していない（同法38条・14条参照）。

5 妥当でない

不服申立ての前置に関する規定である同法8条の規定を、不作為の違法確認の訴えは準用しているが（同法38条4項）、無効確認訴訟は準用していない（同法38条1項、3項参照）。

以上により、妥当なものは肢1であり、正解は1となる。

正解
2

平成19年度 問題19 当事者訴訟

当事者訴訟とは、「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とする」形式的当事者訴訟（行政事件訴訟法4条前段）、及び「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」である実質的当事者訴訟（同条後段）の2つの訴訟形態を指す。

ア 当事者訴訟に当たる

記述アの訴えは、形式的当事者訴訟にあたる。土地収用に関する補償額は収用委員会の裁決によって決定される。これは行政行為であるから、取消訴訟の排他的管轄の原則によると、本来不服がある場合は収用委員会を被告として取消訴訟を提起することになるはずである。しかし土地収用法133条3項はこの原則に例外を設け、損失補償に不服がある場合には、起業者と土地所有者の双方を当事者とする訴えによるべきと規定している。

イ 当事者訴訟に当たらない

記述イの訴えは、民衆訴訟にあたる（公職選挙法203条以下）。民衆訴訟とは、「国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するもの」をいう（行政事件訴訟法5条）。

ウ 当事者訴訟に当たらない

記述ウの訴えは、不作為の違法確認の訴えにあたる。不作為の違法確認の訴えとは、「行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分又は裁決をすべきであるにかかわらず、これをしないことについての違法の確認を求める訴訟」をいう（同法3条5項）。

エ 当事者訴訟に当たらない

記述エの訴えは、機関訴訟にあたる。機関訴訟とは、「国又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟」をいう（同法6条）。

オ 当事者訴訟に当たる

記述オの訴えは、実質的当事者訴訟にあたる。日本国籍を有することの確認の訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えだからである。

以上により、当事者訴訟に当たるものの組合せは肢2であり、正解は2となる。

正解
4

平成19年度 問題20 国家賠償法2条責任

1 妥当でない

「営造物」には、不動産だけでなく、動産も含まれる。判例は、公用車や拳銃のような動産を「営造物」と解している（公用車につき札幌高函館支判昭29. 9. 6、拳銃につき大阪高判昭62. 11. 27）。

2 妥当でない

判例は、同法2条1項の「設置又は管理」とは、法律上の管理権ないしは所有権等の法律上の権限を有することを必要とせず、行政主体が事実上管理している状態があればよいとしている（最判昭59. 11. 29）。

3 妥当でない

判例は、自動車長時間放置されたのに、道路の管理者が適切な看視体制を取っていなかったため、車両に気付かず、交通事故が発生した事案において、公務員の道路管理義務違反を「道路管理に瑕疵あり」として、国家賠償法2条の責任を認めている（最判昭50. 7. 25）。

4 妥当である

判例は、道路工事現場の箇所を示す赤色灯が事故車の直前に通行していた他車によって倒され消えていたところ、事故車が直前まで工事現場に気付かずにいたため事故を起こしたという事案において、「本件事故発生当時、道路管理者において設置した赤色灯標柱が倒れたまま放置されていたのであるから、道路の安全性に欠如があったといわざるをえない」として、第三者の行為により営造物が瑕疵ある状態になった場合にも、その状態を速やかに改善して瑕疵のない状態に回復させる責任が営造物管理者にはあることを前提としている。その上で、道路の設置管理者が原状に復して安全を保つことはできなかつたとして、設置管理の瑕疵を否定している（最判昭50. 6. 26）。

5 妥当でない

同法2条が適用される場合において、営造物の設置・管理の主体と、その費用を負担する者が異なる場合には、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責任を負う（同法3条）。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成19年度 問題21 条例

1 妥当でない

「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう（地方自治法2条8項）。このように、自治事務は、様々な性質を有する事務の総称であり、法律において内容的な定めまで設けられているものも含まれる。したがって、自治事務に関しても、法律で内容的な定めを設けることができる。

2 妥当でない

地方公共団体が条例を制定するにあたり、法律の個別授権は不要である（同法14条1項参照）。したがって、前段は正しい。他方、私人の権利義務に直接かかわる規定（財産権）に関しては、憲法29条2項が「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」としていることから、条例で法律の授権なく定めることができるか問題となる。この点、地方議会が民主的基盤を有すること、地方の実情に応じた規定の必要性を理由に、法律の授権なくして条例で定めることができる。したがって、必ず法律の個別授権を受けなければならないわけではなく、後段は誤りである。

3 妥当である

地方公共団体の条例制定権限は、法令に違反しない限りにおいて、同法2条2項の事務に及ぶ（同法14条1項）。そして、同法2条2項の「地域における事務」は、地方公共団体の事務の2区分の定義とは連動しておらず、その中には、自治事務もあれば、法定受託事務もある。したがって、条例制定権限は、当該事務が自治事務である場合のみならず、法定受託事務である場合にも及ぶ。

4 妥当でない

法律の規定を具体化するため、その具体化規定が条例に置かれることもある。例えば、消防法17条2項は、「条例で、……消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令……の規定と異なる規定を設けることができる。」としている。したがって、法律の規定が、条例で具体化されることが予定されている。

5 妥当でない

地方自治法14条1項は、「法令に違反しない限りにおいて」としているのもので、法律の授権なく、規制の適用を除外する特例措置を条例により設けることは不可能である。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成19年度 問題22 条例の制定改廃請求権

1 妥当でない

条例の制定改廃請求権を行使できる者は、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」である（地方自治法74条1項）。したがって、選挙権を有さない外国人に対しては認められない。

2 妥当でない

条例の制定改廃請求権の対象から「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する」条例は除外されている（同法12条1項かつこ書）。したがって、あらゆる条例が、条例の制定改廃請求権の対象となるわけではない。

3 妥当でない

条例の制定改廃の請求をするためには、選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもってすることが必要である（同法74条1項）。したがって、住民が1人で請求できるわけではない。

4 妥当である

選挙権を有する者は、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定改廃の請求をすることができる（同法74条1項）。そして、その長は、かかる請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議しなければならない（同法74条3項）。

5 妥当でない

地方自治法上、条例の制定改廃請求が行われた後、その内容について住民投票が行われるという規定はない（同法74条参照）。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
5

平成19年度 問題23 地方議会

1 誤り

議会は、予算について増額して議決することはできる。ただし、普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことはできない（地方自治法97条2項）。

2 誤り

普通地方公共団体の議会の議決がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない（同法176条4項）。

3 誤り

議会が長の不信任の議決を行ったとき、議会は解散され得る（同法178条）。また、住民から解散請求がなされたときにも、議会は解散され得る（同法13条、76条以下）。そして、議会は自らの議決に基づき自主解散することができる（地方公共団体の議会の解散に関する特例法2条1項）。

4 誤り

普通地方公共団体の長は、予算を執行する（地方自治法149条2号）。そして、契約の締結は、予算の執行にあたる行為なので、地方公共団体の長が行う。ただ、条例で定める契約等を締結する場合には、議会の議決が必要となる（同法96条1項5号ないし8号）。

5 正しい

議会の議長及び議員は、自己の一身上に関する事件又は自己の業務に直接の利害関係のある事件については、原則として、その議事に参与することができない（同法117条本文）。ただし、議会の同意があれば、会議に出席し、発言することができる（同条但書）。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
1

平成19年度 問題24 地方公共団体の契約

1 誤り

指名競争入札の定義は、そのとおりである。しかし、指名競争入札は政令で定める場合に該当するときに限りできる（地方自治法234条2項）。したがって、政令に特段の定めのない場合に指名競争入札が用いられるわけではない。

2 正しい

随意契約の定義は、そのとおりである。そして、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることができる（同法234条2項）。

3 正しい

地方自治法は、208条2項で会計年度独立の原則を定めている。また、電気供給契約等は、年度を超えて長期契約を締結することが認められている（同法234条の3）。

4 正しい

せり売りの定義は、そのとおりである。そして、遺失物の売り払いのような場合に、せり売りが用いられる（地方自治法施行令167条の3参照）。

5 正しい

一般競争入札の定義は、そのとおりである。そして、本肢にあるような長所があるとされる。

以上により、誤っているものは肢1であり、正解は1となる。

正解
2

平成19年度 問題25 住民監査請求等

ア 誤り

「普通地方公共団体の住民」は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる（住民監査請求 地方自治法242条1項）。

イ 正しい

住民訴訟をするには、住民監査請求を経ている必要がある（同法242条の2第1項）。そして、このことは住民監査請求前置（主義）といわれている。

ウ 誤り

住民訴訟においては、当該地方公共団体の執行機関又は職員に対する行為の全部又は一部の差止めの請求をすることができる（同法242条の2第1項1号）。

エ 正しい

住民訴訟の対象は、当該地方公共団体の長等の違法な財務会計上の行為又は怠る事実である（同法242条の2第1項、242条1項）。不当な行為又は怠る事実は、住民訴訟の対象とはなっていない。

オ 正しい

住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年以内になければならないので、期間の制限がある（同法242条2項）。他方、住民訴訟も、監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から30日以内になければならない等、期間の制限がある（同法242条の2第2項1号ないし4号）。そして、これらの期間を徒過すると、住民監査請求も、住民訴訟も提起できなくなる。

以上により、誤っているものはアとウの2つであり、正解は2となる。

正解
3

平成19年度 問題26 行政指導

1 妥当でない

事業主に対して教育負担金の納付を求める行政指導の内容を指導要綱によって定めることは、行政指導の限度を超える違法な公権力の行使とは述べておらず、当該納付を事実上強制した場合には、本来任意に納付を求めるべき行政指導の限度を超えるものであり、違法な公権力の行使であるといわざるを得ないとしている。

2 妥当でない

行政指導に従わない場合に、水道契約の締結の拒否等の制裁措置は事実上服従を強制させるものといえ、行政指導の限度を超えた違法な公権力の行使であるとし、そのように行政指導に従うことを強制することは許されないとしている。

3 妥当である

事業主に対して教育施設負担金の納付を求めること自体は、事業主による納付の任意性を損なわない限り、行政指導の範囲内といえる。

4 妥当でない

問題文章中にそもそも「条例」という文言が出てきておらず、教育施設負担金の納付を求めることを、条例に制定しなければならないとは述べていない。

5 妥当でない

このようなことは述べていない。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成19年度 問題27 総合

1 正しい

他人の権利を売買の目的とした場合（他人物売買 民法560条）において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる（同法561条前段）。この点について、買主が契約時にその権利が売主に属しないことを知らなかったことは要件とならない。なお、買主は、契約の時にその権利が売主に属しないことを知っていた場合、損害賠償の請求をすることができない（同条後段）。

2 正しい

20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する（取得時効 同法162条1項）。この場合は、占有者の善意無過失は要件とならない。なお、占有者が占有開始の時に善意無過失の場合は、時効期間が10年間に短縮される（同条2項）。

3 正しい

代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人が追認をすれば、本人に対してその効力を生じる（同法113条1項）。もっとも、無権代理による契約は、善意の相手方が取り消すことができる（同法115条）。この取消しがなされると、無権代理による契約は無効なものとして確定し、もはや本人はこれを追認することができなくなる。

4 誤り

無権代理人は、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う（無権代理人の責任 同法117条1項）。もっとも、無権代理人が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったときは、この責任を相手方は追及することができない（同条2項）。

5 正しい

虚偽の登記等の外形を作出した権利者は、民法94条2項の類推適用により、その外形を信賴して取引した善意の第三者に対して、登記名義人に所有権が移転していないことをもって対抗できない（最判昭29. 8. 20等）。

以上により、誤っているものは肢4であり、正解は4となる。

正解
4

平成19年度 問題28 時効

時効の存在理由をめぐる本問A説の考え方をとると、時効は、実体法上の権利の得喪原因となるということになる（実体法説）。これに対して、本問B説の考え方をとると、時効の効果は、訴訟上の法定証拠ということになる（訴訟法説）。

このような時効の存在理由・法的構成をめぐる考え方の対立は、時効の援用（民法145条）の法的性質をめぐる考え方の対立に影響する。

1 最も妥当ではない

A説をとると、時効の効果は、実体法上、真の権利者の権利を失わせ、弁済していない債務者の債務を免れさせるということになるから、道徳に反する面があるとの批判がある。そこで、援用は、時効による利益を受けるかどうかを当事者の良心に委ねたものであるとの説明がなされる場合がある。

2 最も妥当ではない

民事訴訟法上の弁論主義とは、裁判の基礎となる事実と証拠の収集・提出を当事者の権能・責任とする建前をいう。この点、B説をとると、時効の援用は、法定証拠の裁判所への提出行為であると説明される。したがって、時効の援用は、弁論主義から求められるものであるとの説明は、B説と矛盾しない。

3 最も妥当ではない

時効の効力は、その起算日に遡る（同法144条）。したがって、時効の援用は、初めに遡って権利の得喪の効果を生じさせるものであるとの説明は、A説と矛盾しない。また、B説とも矛盾しない。

4 最も妥当である

肢2で述べたとおり、B説をとると、時効の援用は、時効期間経過による権利の得喪という、新たな事実を権利関係を証明するための法定証拠として裁判所に提出する行為であると説明される。

5 最も妥当ではない

A説を前提として、権利の得喪は、時効期間の経過によっては確定的には生ぜず、援用を停止条件として確定的に生ずるとする見解（停止条件説）が存在する。

以上により、最も妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成19年度 問題29 盗品の回復

1 誤り

即時取得（民法192条）が成立する場合において、占有物が盗品であるときは、被害者は、盗難の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる（同法193条）。本肢が述べるような被害者の占有者に対する買取請求権は認められていない。

2 誤り

肢1で述べたとおり、即時取得が成立する場合において盗品の回復請求が認められるのは、「盗難の時から2年間」である（同法193条）。

3 正しい

民法193条に基づく盗品の回復請求は、原則として無償であることができる。もっとも、占有者が、盗品を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない（同法194条）。本肢では、Bは商人でないCから本件絵画を買い受けているから、同条の適用はない。したがって、Aは、Bに対して、原則どおり無償で本件絵画の引渡しを求めることができる。

4 誤り

肢3で述べたとおり、占有者が、盗品を、競売において、善意で買い受けたときは、被害者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない（同法194条）。本肢では、Bは本件絵画をオークションで落札しているところ、オークションは「競売」にあたるから、同条が適用される。したがって、Aは、Bに対して、Bの支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

5 誤り

肢1で述べたとおり、即時取得が成立する場合において盗品の回復請求が認められるのは、「盗難の時から2年間」である（同法193条）。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成19年度 問題30 先取特権

ア 誤り

動産の即時取得に関する規定は、不動産賃貸の先取特権に準用されている（民法319条）。したがって、本記述の場合、Bは、本件動産の上に先取特権を即時取得し得る。

イ 誤り

Bは、賃料その他の賃貸借関係から生じたAの債務に関し、本件動産の上に先取特権を取得する（同法312条）。また、Cは、本件動産の代価及びその利息に関し、本件動産の上に先取特権を取得する（同法321条）。そして、同一の動産において、不動産賃貸の先取特権と動産売買の先取特権が競合する場合、前者が優先する（同法330条）。したがって、本記述の場合、Bの先取特権がCの先取特権よりも優先する。

ウ 正しい

先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することはできない（同法333条）。したがって、本記述の場合、本件動産について、Bは、先取特権を行使することはできない。

エ 正しい

先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる（物上代位 同法304条1項本文）。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない（同条項ただし書）。したがって、Aの取得する売買代金について、BはDの支払前に差押えをしているから、先取特権を行使することができる。

オ 誤り

Aが、本件建物をEに転貸した場合に、Bの先取特権はEの備え付けた動産にも及ぶ（同法314条）。

以上により、誤っているものはア、イ、オの3つであり、正解は3となる。

正解
2

平成19年度 問題31 種類債権

1 誤り

弁済をすべき場所は、①当事者の特約がある場合はその場所となり、②特約がない場合、Ⅰ特定物の引渡しときは債権発生の際にその物が存在した場所となり（民法484条前段）、Ⅱその他の弁済は債権者の現在の住所となる（持参債務の原則同条後段）。本肢ではA・B間で引渡し場所について決めていない。また、Bの債務は「もち米」50キロを引き渡すという物の個性に着目しない種類物の引渡しであるから、特定物の引渡しにあたらぬ。したがって、Bは、Aの現在の住所に「もち米」50キロを持参して引き渡さなければならない。

2 正しい

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない（同法400条）。これに対して、債権の目的が種類物の場合（種類債権）は、目的物を種類のみで指定したものであり代替性があるから、特定（同法401条2項）が生じるまでは、債務者は、このような善管注意義務を負わない。

3 誤り

種類債権は代替性があるから、特定が生じるまでは、債務者は、その種類物を調達して引き渡す債務を負う。

4 誤り

種類債権については、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない（同法401条1項）。

5 誤り

所有権の移転は、契約時にその効力を生ずる（意思主義 同法176条）。もっとも、種類債権の場合は、特定が生じるまでは、目的物が確定していないから、特定を待って所有権が移転する。

以上により、正しいものは肢2であり、正解は2となる。

正解
2

平成19年度 問題32 直接強制

ア 直接強制できる

直接強制とは、国家の執行機関の力により、債務者の意思にかかわらず直接に債権内容を実現させる強制方法のことをいう。直接強制（民法414条1項本文）が許されるのは、作為債務のうち、金銭債務及び物の引渡しを目的とする債務、すなわち与える債務についてだけである。本記述の借入金支払債務は作為債務のうち、金銭債務であるため、直接強制の方法によることができる。

イ 直接強制できない

本記述の画家の似顔絵を描くという債務は、作為債務であるが、金銭債務でも物の引渡しを目的とする債務でもない。したがって、本記述の債務は、直接強制の方法によることができない。

ウ 直接強制できない

本記述の営業しない債務は、不作為債務であるから、直接強制の方法によることができない。このような不作為債務は、間接強制の方法によるしかない。

エ 直接強制できない

本記述の謝罪広告の掲載をする債務は、作為債務であるが、金銭債務でも物の引渡しを目的とする債務でもない。したがって、本記述の債務は、直接強制の方法によることができない。なお、判例は、本記述のような謝罪広告の事案で、一定限度で強制履行が可能とし、代替執行（同法414条2項）の方法によることを認めている（最大判昭31.7.4）。

オ 直接強制できる

本記述の建物明渡債務は、作為債務のうち物の引渡しを目的とする債務であるため、直接強制によることができる（同法414条1項）。

以上により、直接強制できるものはアとオの2つであり、正解は2となる。

正解
3

平成19年度 問題33 契約の成立

ア 「はい、そのとおりです。」と答えるべきでない

承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない（民法521条1項）。したがって、Bの承諾の通知を期間内にAが受けたときは、本件契約は成立する。

イ 「はい、そのとおりです。」と答えるべきである

申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる（同法523条）。したがって、Aがこれに対して承諾すれば、本件契約は成立する。

ウ 「はい、そのとおりです。」と答えるべきでない

承諾の期間を定めてした契約の申込みに対して申込者が期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う（同法521条2項）。したがって、本件契約は成立しない。

エ 「はい、そのとおりです。」と答えるべきでない

承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなされる（同法528条）。したがって、Aがこれに対して承諾しない限り、本件契約は成立しない。

オ 「はい、そのとおりです。」と答えるべきである

承諾の期間の定めのある申込みに対して申込者がその期間内に承諾の通知を受けたときは、契約は成立する。そして、隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずるところ（同法97条1項）、「到達」とは、相手方によって直接受領され、又は了知されることを要するものではなく、意思表示又は通知を記載した書面が、それらの者のいわゆる支配圏内に置かれることをもって足りる（最判昭43.12.17）。本記述では、Bの承諾の通知は期間内に郵送され、Aの配偶者がこれを受け取りAのひきだしにしまっているから、Aの支配圏内に置かれたといえ、承諾の意思表示はAのもとに期間内に到達している。したがって、本件契約は成立する。

以上により、「はい、そのとおりです。」と答えるべきものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成19年度 問題34 使用者責任

本問は、①階層的に構成されている暴力団の最上位の組長と下部組織の構成員との間に同暴力団の威力を利用しての資金獲得活動に係る事業について民法715条1項所定の使用者と被用者の関係が成立するのか、②階層的に構成されている暴力団の下部組織における対立抗争においてその構成員がした殺傷行為が民法715条1項にいう「事業の執行について」の行為にあたるかどうか争われた最判平16.11.12を素材にしたものである。

ア 指揮監督

問題文及び文章中にあるように民法715条1項が適用されるか否かが問題となっており、当該条項は使用者責任について規定している。したがって、アには「代理関係」は入らず、「指揮監督」が入る。なお、使用者責任とは、他人を使用して事業を営む者はそれによって事業の範囲を拡大し多くの利益を得ることができるのだから、それに伴って生ずる損害について責任を負うべきであるという報償責任の原理に基づく代位責任である。

イ 使用者 ウ 被用者

階層的組織を形成する暴力団の上位組織たる甲組の頂点に立つYと、甲組の威力を利用して資金獲得活動に従事していた下部組織の構成員との間には、Yの指揮監督が存在し、民法715条1項所定の使用者と被用者の関係が成立する。したがって、イには使用者、ウには被用者が入る。

エ 事業の執行

資金獲得活動に伴い発生する抗争に組織的行為として暴力行為が行われることが不可避であり、当該抗争に貢献した者を表彰するなどしていた場合には、甲組の下部組織における対立抗争においてその構成員がした殺傷行為は、事業執行性が認められる。したがって、エには事業の執行が入る。

以上により、正しいものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
1

平成19年度 問題35 相続

ア 正しい

数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定される（民法32条の2）。したがって、同時死亡者相互間では相続関係は生じないから、反対の証明がなされないときには、CはAを相続せず、Aの相続人はB及びDとなる（同法889条1項1号、890条）。

イ 誤り

胎児は①相続（同法886条）、②遺贈（同法965条）及び③不法行為に基づく損害賠償の請求（同法721条）については、すでに生まれたものとみなされる。ただし、①において、胎児が死体で生まれたときは、当該みなし規定は適用されない（同法886条2項）。したがって、Cが未だ胎児であったとしてもAの相続に関しBと共に相続人となる。

ウ 正しい

養子は、縁組の日から養親の嫡出子の身分を取得する（同法809条）。したがって、養子であるEと嫡出子であるCの相続分は等しいものとなる。

エ 誤り

遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人はその推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求できる（同法892条）。そして、この推定相続人の廃除がされた場合、当該推定相続人の子が代襲して相続人となる（同法887条2項）。したがって、Aの相続人はB及びFとなる。

オ 誤り

代襲相続とは、被相続人の死亡以前に相続人となるべき子、兄弟姉妹が死亡し、又は欠格、廃除により相続権を失ったときに、その者の子がその者に代わって、その者が受けるはずであった相続分を相続することをいう（同法887条2項）。しかし、自らの意思によって相続人でなくなる相続放棄の場合は、代襲原因にならないため、Aの相続人はB及びDとなる。

以上により、正しいものの組合せは肢1であり、正解は1となる。

正解
4

平成19年度 問題36 株式会社の設立

ア 誤り

募集設立の場合、設立時募集株式の払込期日又は払込期間の末日のうち最も遅い日以降、遅滞なく、発起人は、創立総会を招集しなければならない（会社法65条1項）。これに対して、発起設立の場合、創立総会についての規定はなく、これを開催する必要はない。

イ 正しい

会社の設立に際して現物出資を行うことができるのは発起人のみであり（同法34条1項）、設立時募集株式の引受人はすることができない（同法63条1項参照）。財産引受けとは、設立中の会社のために、株式引受人又は第三者との間で会社の成立後に財産を譲り受けることを約することをいう。

ウ 誤り

設立時募集株式の引受人が払込みをしなかった場合、当然に失権する（同法63条3項）。また、発起人や取締役等の引受担保責任（旧商法192条）は廃止された。

エ 誤り

設立中のプロセスにおけるほとんどの行為は発起人が行う。これに対して、設立事項の調査等の一定の行為は設立時取締役等が行う（会社法46条1項、93条1項）。

オ 正しい

会社不成立の場合には設立中の会社が目的の不到達により解散したものと認められるから、本来ならば清算して残余財産を構成員に分配すべきであるが、設立時募集株式の引受人に損害を与えないようにするために、政策的に設立時募集株式の引受人を第三者的に取り扱い、設立中の会社の機関である発起人に全責任を負わせた（同法56条）。

以上により、正しいものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
4

平成19年度 問題37 株式買取請求権

ア 正しい

単元未満株式を有する者は、いつでも、会社に対して、自己の有する単元未満株式の買取りを請求することができる（会社法192条1項）。単元未満株式を有する者に投下資本の回収を保証するためである。

イ 誤り

会社が一定の行為をする場合、反対株主は株式買取請求権を有するが、議決権制限株式を発行する旨の定款変更は対象となっていない（同法116条1項各号参照）。

ウ 正しい

株主総会決議に反対する株主が株式買取請求権を行使するには、議決権を行使できる株主は、①総会前に会社に反対の意思を通知し、②総会で反対することが必要である（同法116条2項1号イ）。これに対して、議決権を行使できない株主については、①及び②は不要とされている（同条項同号ロ）。

エ 正しい

株式買取請求をした株主は、会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる（同法116条6項）。これは、会社の便宜に配慮したものである。

オ 誤り

合併承認決議に反対する株主の買取請求については、株主保護のために、財源の有無にかかわらず応ずる必要があるため、財源規制はかかっていない。なお、組織再編以外の反対株主の株式買取請求（同法116条）については、対価が分配可能額を超えたときには、取締役等の業務執行者が超過額について支払義務を負うこととしている（同法464条1項）。

以上により、誤っているものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成19年度 問題38 株式会社の機関等

1 正しい

公正な総会の運営を担保するため、6か月前から引き続き総株主の議決権の100分の1以上を有する株主は、総会の招集手続・決議方法についての検査役選任を裁判所に対して申し立てることができる（会社法306条1項）。もっとも、非公開会社にあつては6か月の株式保有期間制限はない（同条2項）。

2 正しい

取締役が6人以上で、取締役のうち1人以上の社外取締役がいる取締役会設置会社では、取締役会で決定すべき事項のうち、迅速な意思決定が必要と考えられる重要な財産の処分・譲受けと多額の借財（同法362条4項1号、2号）について、特別取締役による取締役会の決議が認められている（同法373条1項）。

3 誤り

委員会設置会社は、取締役会の決議をもって、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない（同法420条1項前段）。なお、指名委員会は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関である（同法404条1項）。

4 正しい

会計参与とは、取締役（委員会設置会社では執行役）と共同して、計算書類等を作成する者であり（同法374条1項）、会社の役員である。これに対して、会計監査人は、計算書類等の監査をする者であり（同法396条1項）、役員ではない。

5 正しい

すべての株式会社は、株主総会と取締役が必要である（同法295条1項、326条1項）。しかし、それ以外の各機関（取締役会、監査役・監査役会、会計参与、会計監査人、三委員会・執行役）については、一定のルールのもとで、原則として、それぞれの会社が任意に設置することができる（同法326条2項）。

以上により、誤っているものは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成19年度 問題39 利益相反取引等

1 正しい

代表取締役が会社から金銭を借り受けることは、利益相反取引（直接取引）に該当する（会社法356条1項2号）。そして、取締役会の承認を得て金銭の貸付を受けた場合でも、取引後遅滞なく、重要な事実を取締役会に報告しなければならない（同法365条2項）。

2 誤り

民法108条（自己契約）の規定は、利益相反取引の承認を受けた取引については、適用されない（会社法356条2項）。したがって、他の取締役が会社を代表する必要はない。

3 正しい

利益相反取引によって会社に損害が生じた場合、利益相反取引に関する取締役会の承認決議に賛成した取締役も任務を怠ったものと推定され、利益相反取引を行った取締役と連帯して賠償する責任を負う（同法423条1項、3項3号、430条）。

4 正しい

取締役会の決議に参加した取締役で、取締役会議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（同法369条5項）。

5 正しい

取締役が、自己のために利益相反取引を行った場合の損害賠償責任は、株主総会の特別決議による責任の一部免除の規定は適用されない（同法428条2項、425条）。

以上により、誤っているものは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成19年度 問題40 場屋営業等

1 正しい

商人がその営業の範囲内において寄託を受けたときは、報酬を受け取らないときでも、善管注意義務を負う（商法593条）。

2 正しい

旅店、飲食店、浴場その他客の来集を目的とする場屋の主人は、客より寄託を受けた物品の滅失又は毀損につき、不可抗力であることを証明しなければ、損害賠償責任を負う（同法594条1項）。

3 正しい

貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を申告してこれを場屋の主人に寄託した場合でないときは、物品の滅失又は毀損によって生じた損害を賠償する責任を負うことはない（同法595条）。

4 正しい

客が特に寄託しなかった物品であっても場屋中で携帯していた物品が、場屋の主人や使用人の不注意によって滅失又は毀損したときは、場屋の主人は損害賠償責任を負う（同法594条2項）。

5 誤り

客の携帯品について責任を負わない旨を告示していたときでも、場屋の主人は、肢2や肢4の損害賠償責任を免れることはできない（同法594条3項）。

以上により、誤っているものは肢5であり、正解は5となる。

平成19年度 問題41 多肢選択式

本問は、当時の議員定数配分規定による各選挙区間の議員1人あたりの有権者数の比率の較差が最大1対4.40に及んでいた昭和58年に行われた衆議院選挙において、当該議員定数配分規定の合憲性が争われた事案に関する最大判昭60.7.17を素材としたものである。

解説

本事案について、判例は、憲法14条1項の規定は、国会を構成する……議員を選挙する国民固有の権利につき、選挙人資格における差別の禁止にとどまらず（44条但書）、選挙権の内容の平等（議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等）をも要求するものと解すべきである、と判示した上で、上記格差は、「一般に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたものというべきであり」、「憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至っていたものというべきである」と判示した。さらに、判例は続けて、投票価値の格差が「憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われないとき初めて右規定が憲法に違反するものというべきである」と判示し、いわゆる合理的期間論を採用しつつ、本件投票価値の不平等状態は、「憲法上要求される合理的期間内の是正が行われなかったものと評価せざるを得ない」と判示し、当該議員定数配分規定は、選挙権の平等の要求に反し違憲であり、そのもとの選挙も違法であると判断している。

穴埋め完成文章

公職選挙法の制定又はその改正により具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有する ア 6 価値 に不平等が存し、あるいはその後の イ 17 人口 の異動により右のような不平等が生じ、それが国会において通常考慮し得る諸般の要素をしんじやくしてもなお、一般に ウ 15 合理 性を有するものとは考えられない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の ウ 15 合理 的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されざるを得ないものというべきである。

もつとも、制定又は改正の当時合憲であつた議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数又は イ 17 人口（この両者はおおむね比例するものとみて妨げない。）の較差がその後の イ 17 人口 の異動によつて拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つた場合には、そのことによつて直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される ウ 15 合理 的 エ 11 期間 内の是正が行われないとき初めて右規定が憲法に違反するものというべきである。

以上により、アには6、イには17、ウには15、エには11が当てはまる。

平成19年度 問題42 多肢選択式

ア 「10 行政規則」

行政立法は、法規命令と行政規則に分類される。行政規則は、法規命令とは異なり、国民の権利義務を定めるものではない。なお、「アにはさまざまな内容のものがある」に続く具体例は、懲戒処分の基準を上級行政機関が下級行政機関に対して、行っているものと考えられるので、これは「通達」といえる。

イ 「17 裁量基準」 ウ 「5 裁判規範」

本文第1段落の通達には「10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする」とあるのに対し、本文第2段落には、8日間の無断欠勤に対して、上記通達よりも重い処分がなされても違法ではないとある。この違法性の判断は、裁判所が行うため（裁判所法3条1項参照）、ウには裁判規範が入ることがわかる。また、「10日以内」という基準の範囲内である8日間の無断欠勤に対して、重い処分を課すことが可能であると述べており、当該基準には裁量が認められていると判断できるため、イには裁量基準が入ることがわかる。

エ 「8 平等原則」

特定の個人をいわれなく差別し不利益な取扱いをする裁量行為は、平等原則に反し違法となる。これに対して、わずかな不正に対し、不相当に過酷な処分をすることは、比例原則に反し違法となる。エは、特定の個人を差別し、重い基準で処分した場合のことを述べており、平等原則が入る。

以上により、アには10、イには17、ウには5、エには8が当てはまる。

平成19年度 問題43 多肢選択式

ア 「1 棄却判決」

取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない（行政事件訴訟法10条1項）ため、訴えが適法になされ、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由に取消しを求めている場合には、請求に理由がないとして、棄却判決がなされる。したがって、アには棄却判決があてはまる。

イ 「7 事情判決」

取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる（同法31条1項）。このような判決のことを事情判決という。したがって、イには事情判決があてはまる。

ウ 「11 既判力」

事情判決を裁判所がする場合、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない（同法31条1項後段）。そして、民事訴訟法114条1項は、「確定判決は主文に包含するものに限り、既判力を有する」としている。したがって、ウには既判力があてはまる。

エ 「3 拘束力」

行政処分の取消判決があると、当該処分が行われる前の状態に戻り、改めて行政庁は処分をすることになるが、再度同様な処分がなされてしまえば、取消判決が無意味と化してしまう。そのようなことがないように、行政事件訴訟法では、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束するという規定を設けている（同法33条1項）。したがって、エには拘束力があてはまる。

以上により、アには1、イには7、ウには11、エには3が当てはまる。

平成19年度 問題44 記述式

【解答例】速やかに、相当の期間を定めて補正を求め、又は申請された許可を拒否しなければならない。(42字)

行政手続法7条は、申請に対する審査、応答について規定している。同条は、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないとしている。

そして、行政庁は、法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないと規定している。

本問においては、当該申請書には、内閣府令に定める必要な記載事項の一部が記載されていなかったのであるから、A県公安委員会は、Xに対し、速やかに、相当の期間を定めて申請の補正を求め、又は求められた許可を拒否しなければならないことになる。

以上により、「速やかに、相当の期間を定めて補正を求め」ること、及び「申請された許可を拒否」することと同趣旨の記述をすれば正解となる。

平成19年度 問題45 記述式

【解答例1】 BがAの不法行為から自己の身体を防衛するため、やむを得ずCの財産を毀損したこと。(40字)

【解答例2】 他人の不法行為から自己の権利を守るためにやむを得ない行為であったこと。(35字)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（不法行為による損害賠償 民法709条）。本問では、Bは、C宅敷地に飛び込み、自転車や植木鉢を壊しているから、Cに対して不法行為による損害賠償責任を負うのが原則である。

もともと、他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない（正当防衛 同法720条1項本文）。

本問では、Bは、Aの連れて歩いていた犬に襲いかかられたために、上記行為に及んでいる。したがって、Cに対する損害賠償責任をBが負わないためには、正当防衛の要件を満たす必要がある。

なお、他人の物から生じた急迫の危難を避けるため「その物」を損傷した場合には、緊急避難（同条2項）となるが、本問では、危難を生じさせた「その物」であるAの犬ではなく、第三者C宅敷地内の自転車や植木鉢を壊しているから、緊急避難となる余地はない。

以上により、「他人の不法行為」から「自己の権利を守るため」に、「やむを得ない」行為であったことと同趣旨の記述をすれば正解となる。

平成19年度 問題46 記述式

【解答例1】債権者は、損害の証明をする必要がなく、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。(45字)

【解答例2】債権者は、損害の立証は不要であり、債務者は、無過失でも責任を負う。(33字)

金銭債務の不履行の場合は、通常の債務不履行による損害賠償責任とは異なった内容を定めた特則が設けられている（民法419条）。

まず、債務不履行による損害賠償請求をするためには、原則として、債権者が損害の証明をする必要がある。これに対して、金銭債務の不履行の場合は、①「債権者は、損害の証明をすることを要しない。」とされる（同条2項）。

次に、債務不履行による損害賠償請求の場合、原則として、債務者が債務不履行について自らに帰責事由がないこと、すなわち不可抗力をもって抗弁とすることができる。これに対して、金銭債務の不履行の場合は、②「債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。」とされる（同条3項）。

さらに、債務不履行による損害賠償の額は、原則として、実際に発生した損害の額となる。これに対して、金銭債務の不履行の場合は、③「その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」とされる（同条1項）。

本問では、③の点は、すでに問題文に挙げられているため、解答としては、①及び②を挙げる必要がある。

以上により、「損害の証明をする必要がない」こと、及び「債務者は不可抗力をもって抗弁とすることができない」ことと同趣旨の記述をすれば正解となる。

正解
1

平成19年度 問題47 議院内閣制

ア 妥当である

議院内閣制とは、議会と政府を一応分離した上で、内閣が議会に対して連帯責任を負い、議会の信任が内閣の存立のために必要なシステムのことをいう。議会の信任が内閣の存立のために必要であるので、議会が内閣創出の基盤となるといえる。また、議会が内閣を信任するか否かは、議会の多数決によって決まるので、議会で多数を占めている与党が信任すれば、内閣は信任されることになる。とすれば、与党と野党の区別は重要である。そして、各政党議員は、議院内で形成される会派でまとまって国会活動をするのが通常である。とすれば、各政党議員の国会活動は会派を中心として行われるといえる。

イ 妥当である

議院内閣制はイギリスで始まったものである。また、イギリスは、特別な法的性格を持つ憲法典は存在せず、不文憲法の国であるといわれ、議院内閣制も憲法習律として確立している。そして、閣僚はすべて議員から選ばれており、これも憲法習律としての慣行による。

ウ 妥当でない

イギリスの議院内閣制における議会は「政府対野党」の論戦の場であるから、議事を主宰する議長の中立性が重んじられるとする前段は正しい。もっとも、イギリスにおける議事運営においては、議長のリーダーシップが重視され、日本の議院運営委員会やかつての日本における各派交渉会のような与野党の公式の協議機関はない。

エ 妥当でない

日本の国会では、国会審議の活性化を図るために、イギリス議会にならって党首討論制度を導入することとしたとする本記述前段は正しい。党首討論は、衆参両院の国家基本政策委員会の合同審査会という形で行われている。もっとも、国家基本政策委員会は常任委員会であって、特別委員会ではない。

以上により、妥当なものの組合せは肢1であり、正解は1となる。

正解
2

平成19年度 問題48 選挙制度

ア 正しい

そのとおりである。他に、小選挙区制の長所としては、選挙費用が節約できることや、候補者の情報を得やすいこと等が挙げられる。これに対して、短所としては、競争が熾烈になりやすいことや、ゲリマンダーが起こる可能性があること等が挙げられる。

イ 正しい

そのとおりである。他に、比例代表制の長所としては、死票の減少等が挙げられる。これに対して、短所としては、政党本位の投票がなされること等が挙げられる。

ウ 正しい

そのとおりである。1996年の衆議院議員総選挙では、重複立候補の場合に、小選挙区で供託金没収点未満の得票だった候補者が比例代表で当選となる「復活当選」が起こり、制度上の問題点として指摘された。このため、2000年5月、公職選挙法が改正され、上記のような候補者の復活当選を認めないこととなった。

エ 誤り

日本の参議院議員選挙の比例代表は非拘束名簿式を採用している。非拘束名簿式では、各党の候補者には順位をつけず、当選者は各候補者が獲得した票数によって事後的に順位を決める。

オ 誤り

1990年2月の衆議院議員選挙における最大格差3.18対1の合憲性が争われた事件において、最高裁は、格差は違憲状態にあったが、本件定数配分規定施行の日から3年7か月、国勢調査の確定値公表から約3年3か月を経た時点での不平等状態であるから、是正のための合理的期間は経過しておらず、定数配分規定を違憲とすることはできないと判示した（最大判平5.1.20）。

以上により、誤っているものはエとオの2つであり、正解は2となる。

正解
2

平成19年度 問題49改題 財政

ア 500 イ 3

日本の名目国内総生産（GDP）は2014年度では約500兆円となっており、これは世界第1位の米国、2位の中国に次ぐ金額である。

ウ 750

政府が発行する普通国債残高は、2013年度（平成25年度）末には約750兆円であり、これは一般会計税収の約17年分に相当する額である。

エ 8.6

2013年度（平成25年度）の一般会計歳出総額に占める利払費は約8.6兆円となっている。なお、利払費とは、国債の利子の支払に充てられる費用のことである。過去の借金が少なければ、払う利子も少なくて済むが、借金の残高が増え続けている現状では、この利子の返済のためにも、さらに借金をすることとなる。

以上により、妥当なものの組合せは肢2であり、正解は2となる。

正解
4

平成19年度 問題50 地方交付税交付金

ア 正しい

所得税及び酒税の収入額のそれぞれ100分の32、法人税の収入額の100分の34、消費税の収入額の100分の22.3並びにたばこ税の収入額の100分の25をもって交付税とする（地方交付税法6条1項）。

イ 誤り

毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、交付税の総額の100分の4（ただし、平成27年度までは6%）に相当する額とする（同法6条の2第3項）。特別交付税は、災害など特別な財政需要がある地方公共団体のみに交付されるもので、普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別な財政需要があることや、景気の動向等を考慮して決定される。

ウ 誤り

国の補助金を削減し、自治体に対する影響力を弱め、そのことにより行政サービスの低下が起こらないよう、必要な財源は税源を国から地方に移譲し、自治体が自由に使える一般財源にするいわゆる三位一体の改革が、小泉政権下において行われ、国から地方に約3兆円の税が移譲され、約5.1兆円の地方交付税が削減された（平成18年度）。

エ 誤り

総務大臣は常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対し、衡平にその超過額を補填することを目途として交付しなければならない（地方交付税法3条）。したがって、人口や面積によって国から自治体に配分する仕組みになっているわけではない。なお、東京都は、不交付団体（地方交付税の交付を受けない地方自治体）である。

オ 誤り

地方分権推進のための三位一体の改革に伴い、義務教育費国庫負担金制度の見直しがなされ、負担率が2分の1から3分の1に縮減されたが、制度の廃止には至っていない。

以上により、誤っているものはイ、ウ、エ、オの4つであり、正解は4となる。

正解
5

平成19年度 問題51 環 境

ア 自然環境保全

自然環境保全法は、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするもので（自然環境保全法1条）、1972年に制定された。

イ 環境基準

環境庁による窒素酸化物（窒素酸化物は窒素の酸化物の総称であり、二酸化窒素もこれに含まれる。）の環境基準の緩和は、公害被害者組織や一部の自治体等の反対の中で強行的になされたもので、1980年代の環境政策の停滞をもたらしたと批判がなされている。

ウ 環境影響評価

環境影響評価法では、国が実施し、又は国が許認可等を行うなどのかかわりを有する事業を対象として、環境アセスメントを義務づけている。

1997年、それまで産業界や開発官庁等の抵抗で日の目を見なかった環境影響評価法が成立し、1999年から施行されている。

エ 循環型

循環型社会形成推進基本法は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することを目的とし、廃棄物処理法の上位法として2000年に制定されたものである。

以上により、最も妥当なものの組合せは肢5であり、正解は5となる。

正解
2

平成19年度 問題52 危機管理

ア 妥当である

そのとおりである。文献によっては、地下鉄サリン事件を契機に設置されたとするもの、阪神・淡路大震災を契機に設置されたとするものがあるが、どちらも1995年に起きた事件であり、内閣官房に内閣危機管理監が設置されたのは1998年のことであるから、誤りとはいえない。また、行政改革会議の最終報告（1997年12月3日）の危機管理の項において、内閣危機管理監の設置を提言している。

イ 妥当でない

内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する（内閣法15条2項）。つまり、内閣法にいう「危機管理」は緊急事態への対処と発生の防止とで明確に区別していない。また、緊急事態の発生の防止も「危機管理」にあたる以上、現実には緊急事態が発生した場合に限られずに、行政機構が幅広く危機管理に対応していくこととなる。

ウ 妥当である

そのとおりである。地方自治体レベルでも危機管理指針、危機管理マニュアル等の策定を行っている。

エ 妥当でない

国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。これに対して、内閣危機管理センターは、大規模災害など緊急事態における情報の集約・分析・連絡とその体制整備を行うことを目的としている。よって、両者の目的が異なるため、誤りである。

以上により、妥当なものの組合せは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成19年度 問題53 個人情報保護法

1 妥当でない

個人情報データベースとは、電子計算処理された個人情報だけでなく、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものも含まれる（個人情報保護法2条2項2号、個人情報保護法施行令1条）。

2 妥当でない

個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者という（個人情報保護法2条3項柱書本文）。もっとも、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5000を超えない者は除外されている（同条項5号、個人情報保護法施行令2条）。したがって、一定の数を超える従業者を基準としているわけではない。

3 妥当でない

金融、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野についても個人情報保護法は適用される。もっとも、これらの分野は、特に個人情報の適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があるため、各分野ごとに個人情報の適正な取扱いのより厳格な実施を求めるガイドラインが作成されている。

4 妥当でない

個人情報取扱事業者の従業者が保有個人データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で盗用した場合について、個人情報保護法では、罰則規定が置かれていない（同法6章参照）。

5 妥当である

認定個人情報保護団体は、本人等から対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情にかかる事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければならないとされている（同法42条1項）。したがって、この法律は、肢5のような期待をしているといえる。

以上により、妥当なものは肢5であり、正解は5となる。

正解
1

平成19年度 問題54 個人情報保護法

1 対象とならない

個人情報保護法の対象となるのは、生存する個人に関する情報である（同法2条1項）。したがって、死者の個人情報は、原則として規律の対象とならない。

2 対象となる

個人情報データベース等を事業の用に供している法人は個人情報取扱事業者となる（同法2条3項）。また、個人情報には従業員に関する情報も含まれる（個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン）。したがって、法人の有する顧客情報や従業者情報は規律の対象となる。

3 対象となる

個人情報保護法は、個人情報について年齢による区別をしていない（同法2条1項参照）。したがって、6歳未満の者の個人情報も規律の対象となる。

4 対象となる

「生存する個人」には、日本国民に限られず、外国人も含まれる（個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン）。したがって、外国人の個人情報も規律の対象となる。

5 対象となる

病院のカルテに記載されている個人情報も、規律の対象となる（個人情報保護法2条1項、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン）。

以上により、対象とならないものは肢1であり、正解は1となる。

正解
5

平成19年度 問題55 行政手続オンライン化法

1 誤り

行政手続オンライン化法は、行政機関等にかかる申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めるので（行政手続オンライン化法1条）、個別の手続ごとに法改正を行うことは不要である。

2 誤り

行政機関等は、手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができるとしている。したがって、主務省令については改正が必要である（同法3条1項、4項、4条1項、4項、5条1項、6条1項、3項）。

3 誤り

行政機関等は、処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる（同法4条1項）。したがって、処分通知などの重要書類についてもオンライン化が認められている。

4 誤り

オンラインにより行われた申請等は、行政機関等の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなされる（同法3条3項）。したがって、オンラインの行政手続のうち申請について発信主義がとられているわけではない。

5 正しい

行政機関等は、他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等にかかる電磁的記録の作成等を行うことができる（同法6条1項）。したがって、主務省令の定めによって電子的文書の作成が可能となる。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
5

平成19年度 問題56改題 公的個人認証法

1 誤り

公的個人認証法は、「住民基本台帳に記録されている者」に対して認証業務を提供することを定めている（公的個人認証法3条参照）。

2 誤り

公的個人認証法には、地方公共団体で公的な機関として署名をする職員を公的個人として認証することについて定めた規定は置かれていない。

3 誤り

電子証明書には、発行番号、発行年月日及び有効期間満了日等のほか、住民基本台帳法7条1号から3号及び7号の内容を記録するとされている（公的個人認証法7条1号、3号）ので、氏名、生年月日、性別、住所は記録される。しかし、本籍地は記録されない。

4 誤り

公的個人認証において、電子証明書に関する検証を行える署名検証者の範囲は、行政機関等、裁判所及び一定の条件を満たした民間認証局に限定されている（同法17条1項各号）。したがって、一般民間企業は、電子証明書の検証を行うことはできない。なお、公的個人認証法に基づき発行された電子証明書は、行政機関への申請や届出といった行政手続等でしか使用することができず、民間での取引には利用できない。

5 正しい

電子証明書の有効期間は、電子証明書の発行の日から起算して3年である（同法5条）。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
3

平成19年度 問題57 インターネット用語

ア Wiki

Wikiとは、ウェブサイトを共同で更新、管理する仕組みで、閲覧者が編集したり、内容を追加したりするものである。フリー百科事典ウィキペディアが有名である。

イ SNS

SNSは、Social Networking Service (Site) の略である。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。

ウ NGN

NGNは、Next Generation Network の略である。IP技術を使った次世代通信網である。なお、IPネットワークとは、インターネット・プロトコル技術を使ったネットワークであり、インターネットを使って音声通信をするものである。

エ VoIP

VoIPは、Voice over Internet Protocolの略である。画像などを送るデータ通信回線と同じ回線に、音声データを統合する技術である。通常の電話が通話ごとに回線を占有するのに対し、VoIPは、音声もデータも「0」と「1」の信号に変換し、ある一定の固まりごとに空いている回線を利用して送る。

以上により、正しいものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成19年度 問題58 内容・趣旨

1 適合するとはいけない

本文第2段落目には、「日本語によって表現されたすべての思考は、……日本語圏でしか享受されない」とあり、「双方向性のプロセスがあってこそ、批判はその社会的身体を全うする」とあるが、本肢のように「日本語での言説が内容的に正確で十分な表現力を持たないこととなる」とまでは述べていない。

2 適合するとはいけない

本文第2段落目には、今日の日本における「国際関係に関する言説」として、「近隣諸国の政治的ふるまいや文化に対する批判的言説を表明すること」について述べられているが、本肢のように「近隣諸国の日本に対する批判や反論」が十分に論議された上で、このような批判が行われているとは述べていない。

3 最も適合する

本文第2段落目には、「双方向性のプロセスがあってこそ、批判はその社会的身体を全うする」とあるから、「双方向的プロセスが事態を改善する可能性を生む」とする本肢の記述は、本文の内容・趣旨と最も適合するものといえる。

4 適合するとはいけない

本文第3段落目には、「聖書の中の『バベルの塔』の寓話は、……お互いに話の通じない……状況のもたらす絶望を見事にとらえている」とあるが、本肢のように「その現状を理解することにより、事態改善の展望が開かれねばならない」とまでは述べられていない。

5 適合するとはいけない

本文第1段落目には、一般論として「ある言語による表現の流通が、その言語を理解する人々の範囲（言語圏）によって限定される」とあり、本肢のように、ある言語による言説の表現到達力の限界が、「国という地理的範囲」にあるとは述べられていない。

以上により、本文の内容・趣旨と最も適合するものは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成19年度 問題59 内容・趣旨

1 趣旨と合う

天然記念物は、元々珍木奇岩を愛でるところからきているという肢1の前半と屋久島の縄文杉は一本しかない個物なので天然記念物にして保護するという後半は、論理的につながっている。また、本文中の「自然保護が行為として成立するため、自然を恣意的に規定する」やり方に対応した内容で一貫している。したがって、全体の趣旨と合う。

2 趣旨と合う

本文中に自然保護が行為として成立するために、筆者は、「自然を規定しないで、何のために自然保護をするのか」を考えると述べている。肢2も「なぜ自然保護が必要か」について筆者の見解を述べている。また、肢2全体の文章は、一貫したものである。したがって、全体の趣旨と合う。

3 趣旨と合う

肢2に続き、何のために自然保護をするのかについての筆者の見解が述べられている。肢3の前半は、自然保護をする目的についてのある考えを示し、後半は、それに対する筆者の反論を述べている。肢3全体の文章は一貫したものである。したがって、全体の趣旨と合う。

4 趣旨と合わなくなっている

肢4は、自然保護をする目的について述べたものである。「価値を決定するのは人間だから」価値ある自然とは何かという問いに対しても、その時々の人間の思いつきでいかようにも都合の良い価値観を生み出すことができる。そうだとすれば、「恣意的な問いを避けることはできる」ではなく、「避けることができない」としたほうがつながる。したがって、「恣意的な問いを避けることができる」という部分に変更されているため、全体の趣旨と合わなくなっている。

5 趣旨と合う

自然を恣意的に規定するというやり方は、「なぜそれらが保護に値するかを考えないと、原理主義になりやすい」という本文中に対応して、筆者は、自然保護の手段について述べている。また、肢5全体の文章も一貫したものである。したがって、全体の趣旨とも合う。

以上により、全体の趣旨と合わなくなっているものは肢4であり、正解は4となる。

正解
5

平成19年度 問題60 空欄補充

ア 補完的

本文第1段落では、退出と発言という2つの対応について述べた後、退出と短期的な取引関係、発言と長期的・協力的な取引関係と続けているので、両者がどのような関係にあるのかを示す語句が、に入ることになる。補完的とは、「不十分な部分を補って、完全なものにすること」の意であるので、取引で不満がある場合、退出を選べば短期的取引になり、発言を選べば長期的・協力的な取引になることを述べている。

イ 一般的

本文第2段落で、退出は、にはコストの掛からない方法であり、他に選択肢がいろいろある場合には有効と述べた後、「が」という逆接を使い、「特殊な設備や技術等のためにその取引にロックインされていると」コストが大きく掛かることを述べている。選択肢を見ると、「一時的」「最終的」「一般的」とあり、有効な場合もあるので、「一時的」は妥当でなく、また、いつでも退出のコストが大きくなるわけでもないので「最終的」も妥当でない。したがって、には「一般的」が入る。

ウ 排他的 エ 最終的

本文第1段落、第2段落で退出と発言を対比していたが、第3段落は、「もっとも、この2つの対応は必ずしもな選択肢ではありません」という文で始まっている。そして、最初は発言で改善を求めているも、に退出すると述べているので、には最初と対応する「最終的」が入る。そして、このような退出と発言の2つは、相容れないものではなく、相互補完的な関係があることがわかる。したがって、には「排他的」が入る。

オ 長期安定的

の前で、日本とアメリカの取引関係や雇用関係を比べている。また、の後ろでは、「長期的な関係の中で信頼関係が築かれ」や「長期的な視点から」などの表現で日本の取引関係や雇用関係を述べている。これらにふさわしい語句としては、「長期安定的」である。

以上により、当てはまる語句の組合せとして正しいものは肢5であり、正解は5となる。